

(郡山市総合福祉センター条例の一部改正)

第22条 郡山市総合福祉センター条例(平成2年郡山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前																					
別表(第11条関係) 施設使用料							別表(第11条関係) 1 施設使用料																					
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで															
視聴覚室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円	視聴覚室	1,600円	2,300円	3,100円	3,600円	4,900円	5,900円															
栄養指導室	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円	栄養指導室	1,200円	1,900円	2,500円	2,800円	4,000円	4,700円															
研修室(洋室)	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円	研修室(洋室)	1,700円	2,500円	3,300円	3,800円	5,300円	6,300円															
研修室(和室)	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	(略)	研修室(和室)	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	(略)															
会議室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円	会議室	1,000円	1,600円	2,100円	2,400円	3,400円	4,000円															
備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。							備考 冷暖房実施期間中は、施設使用料の100分の20の額を加算する。																					
							2 設備等使用料																					
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビデオプロジェクター</td> <td></td> <td>1式1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">持込電気器具</td> <td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合</td> <td>1回</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>							種別	区分	単位	使用料	ビデオプロジェクター		1式1回	500円	持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
種別	区分	単位	使用料																									
ビデオプロジェクター		1式1回	500円																									
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円																									
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円																									

持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。